

業 務 速 報

NO. 806

2012. 6. 4

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 加藤 光典

家族用社宅の使用料金等の改定等について業務委員会開催

家族用社宅料金値上げ反対！

居住は原則49歳まで、40才以上は2倍、45才以上は2.5倍！

管理費・共益費は各2,000円増・・・平成25年4月1日から

使用料2割増、駐車場使用料2,000円増・・・平成27年4月1日から

満50歳に達している社員の使用を認める要件の変更・・・平成30年4月1日から

本部は、6月1日、家族用社宅の使用料金等の改定等について業務委員会を開催し会社から説明を受け議論をしました。会社は「若い人たちに社宅に入る機会をつくる」「公務員や民間企業に比べて、当社の社宅施策の水準はかなり高い水準にある」として、社宅料金の値上げと50歳に達している社員の使用を認める要件の変更等の説明をしました。その内容は、年配者は社宅から出て行け、いやなら金を余計に払え、世間相場の低いところに合わせると受け止められるものです。また、会社は料金値上げと50歳に達している社員の使用を認める要件の理由を「将来社宅の戸数が不足するためサイクルを作っていく」と言っています。しかし、具体的に戸数がどのくらい不足するのかは「試算はしたが、個人の将来設計があり、多くの設定条件があるため、数値で示すことはできない」と、全く矛盾したことを言っています。社宅料金の値上げと、社宅定年制の引き下げとも言える今回の施策の変更は社員に犠牲を強いるものでしかありません。よって本部は、持ち家取得制度の充実の具体的説明がない中で、社員の負担が極めて大きすぎるとして値上げと居住年齢の変更は反対であることを表明しました。以下、主な議論内容です。

料金の値上げよりも持家促進制度の充実が先だ！

組合：社宅使用料金の値上げは、社宅の使用の回転を早くしたいためか。

会社：若い人たちのためにサイクルを作り、社宅に入りやすくしたい。

組合：現状、社宅の戸数は足りているのか。

会社：必要な戸数は確保しているが、将来相当な規模で不足する。

組合：試算はしたのか。どのくらい不足するのか。

会社：試算はした。若い社員が増えてきたため今後社宅に入居したい希望者が増えてくると考える。平成28年には相当不足する。

組合：具体的に不足する数を数字で示すこと。

会社：個人の将来設計の問題もあり、色々条件を変えて試算をすると結果が変わってしまう。一概にこうだと断定できない。そのため数字として示すことはできない。

組合：不足するなら増築すれば良いではないか。

会社：ピークに合わせた建設はしない。

組合：ならば、借りに上げてはどうか。

会社：不動産事情により、安定的な供給ができない。

組合：会社は持家取得促進のための制度の充実を図っているが、先に持家促進のための制度の充実を提案してから、社宅の値上げについて議論すべきだ。順序が逆だ。

会社：制度は、成案ができ次第説明をする。

組合：持家の取得は、生活設計、家族の状況など条件により住む場所を探すこととなる。25年の4月1日までではなく、今年の9月頃までに明らかにすること。

会社：いたずらに遅らせようとは考えていない。社員にとって大きな買い物となるため早急に成案ができ次第説明をする。

組合：どうして40歳以上44歳以下を2倍、45歳以上49歳以下を2.5倍としたのか。

会社：通常の企業は、80%が45歳が入居期限だ。世間の平均もライフプランを見直す年齢であり、社宅の一定の整理・集約が終わる段階でもあり、今回が良い機会だと考え設定をした。

組合：ベアなし、社宅料金は上がる、社員の家計は相当厳しくなる。

会社：若い社員が社宅に入るためにも、それぞれの年齢のところで協力してもらうこととなる。

組合：納得がいかない。社員の努力で収益を上げてきた。その社員に、報いるものが福利厚生である。世間よりJR東海の賃金水準が良いのならば、社宅の条件も良くて当たり前である。世間に合わせる必要はない。

努力してきた社員の気持ちに立て！

組合：居室使用料の地域区分の甲、乙、丙の区分は何か。

会社：東京都、神奈川県、名古屋市、京都府、大阪府が甲、乙は甲以外の都市の静岡や三島などである。丙はそれ以外の地域である。

組合：値上げの根拠は何か。

会社：管理費、共益費など、会社が持ち出している。規程上、3年毎に見直すとしているが、このところ見直しをしてこなかった。今回見直すこととした。会社は社宅に対して相当負担してきている。

組合：例えば40歳で現行25,000円の社宅使用量とすると管理費・共益費・駐車場使用料を含めると、値上げ後は約6万円くらいになる。30代でも1万円以上の値上げとなる。

会社：およそ、それくらいだ。

組合：40歳代は家計の持ち出しが必要な年代である。2倍や2.5倍の持ち出しは家計に多くの負担とをかけることとなる。社員のことを考えているのか。

会社：いずれ、持家を持つという将来設計も考えると、持家を考えていくのに良い時期であると考えている。J R 東海の賃金水準は高いところにある。希望する若い社員が社宅に入居できるという社員の公平性のためにも年配社員にはデメリットだが、社員間がお互いが協力をするということも必要だ。

組合：50歳以上で、特別な理由がある場合入居できるとしているが、特別な理由とは具体的に何か。

会社：例えば、家が火事に遭った場合等である。

組合：広域異動者は、これまで通り社宅に入れるのか。

会社：その様に考えている。

組合：値上げを実施して、会社の負担はどのくらい減るのか。

会社：値上げしても会社は相当負担する。

組合：金額で聞いている。具体的にどのくらいの経費節減になるのか。

会社：それは示すことはできない。経費節減のためではない。

組合：天下のJ R 東海が社宅料金の値上げなどという、小さなことを言うな。会社はいっぱい儲けているのではないか。

会社：世間に比べて、水準は高い。優遇されている。

組合：水準が高いのは、社員が努力していたからだ。そのような考え方は社員のことを思っていない。社員に負担をかける社宅料金の値上げには反対である。

以 上